

新宮市規則第 2 4 号

新宮市支所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 2 4 号

新宮市支所処務規則の一部を改正する規則

新宮市支所処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 0 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市支所処務規則の一部を改正する規則

新宮市支所処務規則（平成 17 年新宮市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(分掌事務)	(分掌事務)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 印鑑 <u>登録及び証明</u> に関すること。	(5) 印鑑 <u>証明その他の証明</u> に関すること。
	(6) 転入及び転居者の入学通知書交付に関すること。
	(7) 人口動態調査に関すること。
<u>(6)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
	(9) 既決犯罪に関すること。
<u>(7)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(8)</u> <u>後期高齢者医療</u> に関すること。	<u>(11)</u> <u>老人保健医療</u> に関すること。
<u>(9)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
(10) 介護保険に関すること。	
<u>(11)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(12)</u> 市税 <u>その他の収入金の収納</u> に関すること。	<u>(14)</u> 市税 <u>の収納並びに土地及び家屋台帳の整理</u> に関すること。
(13) 市税に係る諸証明に関すること。	
	(15) 市営住宅の使用料の収納に関すること。
<u>(14)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(15)</u> <u>子ども医療費</u> に関すること。	<u>(17)</u> <u>乳幼児医療費</u> に関すること。
<u>(16)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)

改正後	改正前
<u>(17)</u> (略) <u>(18)</u> (略) <u>(19)</u> (略) (20) 指定ごみ袋の配布及び販売に関すること。 <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略)	(19) 身体障害者運賃割引証の交付に関すること。 <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略) <u>(23)</u> (略) <u>(24)</u> (略)

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。